3　令第三十七条の十六第二項第二号の厚生労働省令で定める額は、当該施設所在市町村における当該住所地特例適用被保険者に対する第一号介護予防支援事業のうち、当該年度の前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの第一号介護予防支援事業（指定事業者によるものを除く。）の利用実績に、法第五十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した額として介護予防支援費を乗じて得た額とする。

第百五十九条の二中「法第百十五条の四十五第六項に規定する」及び「特定介護予防福祉用具販売に係るものを除く。」を削る。

第八章の章名を次のように改める。

第八章　介護給付費等審査委員会

第百六十一条中「介護給付費審査委員会」を「介護給付費等審査委員会」に、「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百六十二条第一項及び第二項、第百六十三条並びに第百六十四条第一項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百六十四条の二第一項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改め、同条第二項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改め、「介護給付等対象サービス担当者」の下に「又は介護予防・日常生活支援総合事業担当者」を加え、同条第四項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百六十五条第一項、第三項及び第四項中「給付費審査委員会」を「給付費等審査委員会」に改める。

第百六十五条の五及び第百六十五条の六中「第百四十条の三から」を「第百四十条の四から」に改める。

第百七十二条中「（法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者をいう。以下同じ。）」を削る。

第百七十二条の二の表第八十三条の五の項を次のように改める。

第八十三条の五	法第五十一条の三第一項の	介護保険法施行法第十三条第五項の
	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	認定を受けている者（短期入所生活介護及び短期入所療養介護を受けた者については、当該サービス費又は特例居宅介護サービス費の支給を受ける者に限る。）	認定を受けている者
	世帯員並びにその者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、配偶者が行方不明となった場合、要介護被保険者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第一項に規定する配偶者からの暴力を受けた場合におけるこれらに準ずる場合において当該配偶者を除く。以下同じ。）	世帯員

特定介護サービス	指定介護福祉施設サービス	
第五十一条の三第一項に規定する特定介護サービス	第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービス	
	除く。）	
介護保険施設	指定介護老人福祉施設	
構成員の数（その者の配偶者が同一の世帯に属していないときは、その数に一を加えた数）	同じ。）	
同じ。）並びにその者の配偶者	同じ。）	
九十分の十（法第四十九条の二の規定が適用される場合にあっては、八十分の二十）	九十分の十	
世帯員並びにその者の配偶者が	世帯員が	
世帯員並びにその者の配偶者に	世帯員に	

第百七十二条の二の表第八十三条の六第一項の項の次に次のように加える。

第八十三条の六第二項	証する書類並びに前条第一号又は第四号ロに掲げる事項を市町村が銀行、信託会社その他の機関に確認することの同意書
	証する書類

第百七十二条の二の表第八十三条の六第四項の項中「様式第一号の二」を「様式第一号の二の二」に改める。

附則に次の一条を加える。

（平成二十六年改正法に係る特例）

第三十一条　地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条に規定する法第百十五条の四十五の三の指定を受けたものとみなされたものに係る法第百十五条の四十五の六第一項に規定する厚生労働省令で定める期間は、当該みなされた指定から初回の更新までの期間については、第百四十条の六十三の七の規定にかかわらず、三年とする。ただし、市町村が別に当該期間を定める場合には、六年を超えない範囲で当該市町村が定める期間とする。

別表第二第一第二号ロ中「、夜間対応型訪問介護及び介護予防訪問介護」を「及び夜間対応型訪問介護」に改め、同号ヘ中「、介護予防通所介護」を削り、同表第一第五号イ中「、介護予防訪問介護」及び「、介護予防通所介護」を削り、同号ハ中「、介護予防通所介護」を削り、同表第二第二号中「、介護予防訪問介護」を削る。